会議記録

会議名称		第１回 コミュニティふらっと方南受付案内等業務受託者候補者選定委員会
日　時		令和８年７月２日（木）午後３時 00 分～午後４時 20 分
場　所		永福和泉地域区民センター第６集会室
出席者	委員名	日本大学 経済学部 教授：金子　憲 聖学院大学 心理福祉学部 准教授：長谷部　雅美 永福和泉地域区民センター協議会 会長：田中　佳代 杉並区区民生活部長：寺井　茂樹 杉並区高齢者担当部長：徳嵩　淳一
	事務局職員	区民生活部地域施設担当課長：近藤　伸吾 保健福祉部高齢者施策課長：海津　康徳 区民生活部地域課地域施設係長：佐藤　威 区民生活部地域課地域施設係：和久井　美和 区民生活部地域課地域施設係：黒澤　武史 区民生活部地域課永福和泉地域活動係長：落合　利行 区民生活部地域課永福和泉地域活動係：仙波　智子 保健福祉部高齢者施策課施設担当係長：藤澤　和彦
配布資料		次第 資料１　選定委員会名簿 資料２　杉並区プロポーザル選定委員会条例 資料３　選定委員会の運営方針（案） 資料４　選定委員会スケジュール（案） 資料５　実施要領（案） 資料６　審査基準（案） 資料７　審査表（案） 別冊　　利害関係の有無の報告書（案）
会議次第		【議事】 １　開会 ２　委員紹介・委員委嘱 ３　会長の選出・会長職務代理の指名 ４　議事 （１）選定委員会の運営方針について （２）スケジュールについて （３）実施要領について （４）審査基準及び審査表について （５）その他 ５　閉会
会議の結果		各委員へ委嘱状を交付するとともに、諮問書に記載の諮問事項を伝達した。その後、委員互選により、金子委員が会長に選任された。また、会長に事故があった場合の職務代理者として、会長により長谷部委員が指名された。 その後、会長による議事進行のもと、事務局から、選定委員会の運営方針（案）、スケジュール（案）、実施要領（案）、審査基準（案）及び審査表（案）について説明した上で、各委員からの意見を聴取し、各案について審議を行うよう求めた。

及び主要な発言	【主な質疑応答】 （委員） 今回の募集にあたり、「こんな施設だったら良い」「こんな取組みが有ったら良い」といった地域のニーズは把握しているのか。 （事務局） ゆうゆう方南館の機能を引き継いだ際、高齢者団体の大半はコミュニティふらっとに移行しているので、高齢者団体の活動に関するニーズには、概ね応えられていると考えている。多世代のニーズについては、アンケートを実施しているほか、事業参加者からお声をいただいている。 区内に８所あるコミュニティふらっとで、方南は自主事業に占める高齢者向け事業の割合が比較的高い。これは高齢者向けのニーズが大きいからだが、そのことからは比較的若い世代の方々を如何に施設に呼び込むかが課題であると考えることができる。ニーズに応えつつ、課題解決に取り組むことが重要と認識している。 （委員） 実施要領（案）には、履行期間については１年間とし、その後は１年毎の契約を４回まで更新できると書かれている。これまでのやり方と異なっているのではないか。更新の条件はどのようなものか。 （事務局） これまでは、履行期間を３年ないし５年とし、応募団体にはその期間分の収支計画書を提出していただき、審査を行った。受託者候補者に選定された事業者とは、区が正式に受託者とする意思決定を行った後、長期継続契約を行ってきた。しかし、昨今は人件費・物価が急激に上昇しているため、応募時に提出いただいた収支計画書の実行が困難になってしまっている。 そこで、区のモニタリング制度に基づき、毎年、当該年度の履行内容や翌年度分の収支計画書の内容を評価の上、継続して委託を行うことが妥当と判断できる場合のみ更新をするということとしている。 【主な意見】 （委員） 永福和泉地域区民センター協議会は、区とパートナーシップ協定を結び、コミュニティづくりのための様々な事業を実施している。一方で、コミュニティふらっと方南の運営事業者は、区と協定を締結し、様々な自主事業を行っている。 同じ時期・同じテーマにならないよう配慮しつつ、協力関係を構築しており、そのことについて実施要領に記載があった方が良いのではないか。 ○運営方針、スケジュール、実施要領、審査基準及び審査表の決定 運営方針及びスケジュールは、案のとおり決定した。 実施要領、審査基準、審査表は、文言の整理や追加を行うことを決定した。 次回の開催について 第２回選定委員会　８月 31 日(月)午後４時から　永福和泉地域区民センター

会議記録

会議名称		第２回 コミュニティふらっと方南受付案内等業務受託者候補者選定委員会
日　時		令和８年８月 31 日（月）午後４時 00 分～午後５時 15 分
場　所		永福和泉地域区民センター第６集会室
出席者	委員名	日本大学 経済学部 教授：金子　憲 聖学院大学 心理福祉学部 准教授：長谷部　雅美 永福和泉地域区民センター協議会 会長：田中　佳代 杉並区区民生活部長：寺井　茂樹 杉並区高齢者担当部長：徳嵩　淳一
	事務局職　員	区民生活部地域施設担当課長：近藤　伸吾 保健福祉部高齢者施策課長：海津　康徳 区民生活部地域課地域施設係長：佐藤　威 区民生活部地域課地域施設係：和久井　美和 区民生活部地域課地域施設係：松﨑　まりあ 区民生活部地域課地域施設係：黒澤　武史 区民生活部地域課永福和泉地域活動係長：落合　利行 区民生活部地域課永福和泉地域活動係：仙波　智子 保健福祉部高齢者施策課施設担当係長：藤澤　和彦
配布資料	次第 資料１　第一次審査集計表 資料２　杉並区内に応募団体の本店または支店があるか（案） 資料３　第二次審査の進め方について（案） 資料４　ヒアリング審査時の役割分担について（案） 資料５　（応募団体配布用）第二次審査の進め方について（案） 〃　（裏面）共通質問（案）	
会議次第	【議事】 １　開会 ２　議事 （１）応募団体との利害関係の有無の確認 （２）第一次審査（書類審査）の集計結果の確認 （３）第一次審査（書類審査）通過団体の決定 （４）第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の進め方 （５）ヒアリング審査時の役割分担 ３　閉会	
会議の結果及び主	会長の議事進行のもと、事務局から各委員が提出した「利害関係の有無の報告書」に基づき、全ての委員が応募団体（１団体）と利害関係が無いことを確認したことを報告した。 次に、応募団体の提出書類について、第一次審査（書類審査）として各委員が行った採点の集計を発表し、本日、その集計結果に基づき第一次審査通過団体を決定するよう求めた。 その後、第二次審査の進め方と役割分担について、資料に基づき提案した。	

要な発言	○第一次審査（書類審査）実施 　事務局から、応募団体が区内に本店または支店を有しているか否か（加点項目）についての調査結果を案としてまとめ報告した。 　また、各団体の財務状況については、公認会計士の診断を受け問題ないこと、労務管理状況については、必要な書類等が揃っており問題ないことを報告し、了承を得た。続けて各委員による質疑及び講評・意見交換を行った。 ○第一次審査（書類審査）通過団体の決定 　第一次審査結果について確認を行い、応募団体（１団体）の評価点数が配点数の６割以上であったため、第一次審査通過団体として決定した。 ○第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の内容の決定 　次に、第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の内容について意見交換を行った。 【主な意見】 （委員） 　共通質問について、各委員と事務局で役割分担を行うということだが、共通質問の案のとおり読み上げるということを考えているのか。 （事務局） 　ヒアリング内容を踏まえて採点を行う審査項目については、共通質問と自由質問を行うことを考えており、限られた時間内に行うこととなるため、書類審査の時点で「ヒアリングの際、もっと掘り下げる質問をしたい」と思う項目があれば、委員に共通質問と合わせて自由質問を行っていただくことを考えている。 　なお、共通質問はそのまま読み上げなくても結構ではあるが、Ａ社には概要だけ質問し、Ｂ社には詳細を質問するのでは公平性を欠くこと、また、同じ質問をすることで、考え方の差異を確認できることから必要であると考えている。 （委員） 　質問する内容が決まっているのであれば、事務局から機械的に質問するか、紙を渡して「回答してください」と言えば済むのではないか。 （委員） 　資料５応募団体配布用資料（案）の裏面に共通質問が書かれている。これは配らなければならないものなのか。 （事務局） 　これまでの様々な選定委員会において、配布しないことによる「聞き漏らし」「説明し忘れ」「誰が答えるのかの相談が始まる」など、円滑さを欠くヒアリングとなった事例はあった。 （委員） 　そのような答え方も含めての審査ではないか。ヒアリングの結果により採点する審査項目については、既に書類審査が行われており、ヒアリングでは深堀りをするべきだ。時間も限られている。

	（事務局） それでは、ヒアリングに関連する審査項目について、項目単位で委員を割り当てさせていただくということでどうか。質問内容は割り当ての委員にお任せする。今回の応募は１団体ということもあるので、共通質問は行わないこととしたい。 （委員） 聞き漏れていることがあれば、最後に事務局から質問をするとよい。 第二次審査の進め方（案）について上記を踏まえて、役割分担行うとともに、案を修正の上、決定した。 ※審査結果は、別紙のとおり。 次回の開催について 第３回選定委員会　９月 25 日(金)午後１時 30 分から　永福和泉地域区民センター

会議記録

会議名称		第３回 コミュニティふらっと方南受付案内等業務受託者候補者選定委員会
日　時		令和８年９月 25 日（金）午後１時 30 分～午後３時 15 分
場　所		永福和泉地域区民センター第４集会室
出席者	委員名	日本大学 経済学部 教授：金子　憲 聖学院大学 心理福祉学部 准教授：長谷部　雅美 永福和泉地域区民センター協議会 会長：田中　佳代 杉並区区民生活部長：寺井　茂樹 杉並区高齢者担当部長：徳嵩　淳一
	事務局職員	区民生活部地域施設担当課長：近藤　伸吾 保健福祉部高齢者施策課長：海津　康徳 区民生活部地域課地域施設係長：佐藤　威 区民生活部地域課地域施設係：和久井　美和 区民生活部地域課地域施設係：松﨑　まりあ 区民生活部地域課地域施設係：黒澤　武史 区民生活部地域課永福和泉地域活動係長：落合　利行 区民生活部地域課永福和泉地域活動係：仙波　智子 保健福祉部高齢者施策課施設担当係長：藤澤　和彦
配布資料		次第 資料１　第一次審査集計表 資料２　第二次審査の進め方について 資料３　ヒアリング審査時の役割分担について 資料４　（応募団体配布用）第二次審査の進め方について
会議次第		【議事】 １　開会 ２　議事 （１）第一次審査通過団体の確認 （２）第二次審査の審査方法の確認 （３）第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） （４）第二次審査結果確認・受託者候補者の決定 ３　閉会
会議の結果及び主要な発		事務局から、前回の第２回選定委員会で決定した第二次審査の進め方について、再確認のため説明を行った。 説明の後、第二次審査を開始した。 ○第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査） まず団体の出席者がプレゼンテーションを行い、その後ヒアリングを行った。 【ヒアリングの主な質疑】 （「・」は委員及び事務局の発言、「→」は応募団体の回答を示す） ○Ａ社 ・応募書類の様式２「法人の社会的責任に関する考え方や取組 ①人権の尊重方針、取組」には、「ご利用者から理不尽なクレームなどハラスメントが起きた際には

言	事実関係の丁寧な調査を迅速に行えるよう、法人の組織体制として顧問弁護士と継続契約しています」と記載されている。しかしながら、今回提出された組織図には顧問弁護士の記載がないが、法人内でどのように位置づけられているのか。また、当該弁護士に係る費用が、提出された見積書に記載されていない理由は何か。 →顧問弁護士、公認会計士、社会保険労務士などとは、法人全体として契約しているため、今回提出した組織図には記載していない。また、これらの費用についても、法人全体として契約しており、コミュニティふらっと受付案内等業務だけが対象ではないことから、今回提出した見積書には記載をしていない。 ・提出された組織図は、貴法人が、ホームページ上で公開している法人全体の組織図である。それにもかかわらず、顧問弁護士、公認会計士及び社会保険労務士について、法人全体として契約していることを理由に、今回提出した組織図に記載していないとの説明は、矛盾している。法人全体として、顧問弁護士、公認会計士、社会保険労務士と継続的に契約している以上、これらの専門職の法人内における位置づけを、組織図その他の資料において明確に示すべきと考えるが、見解を伺いたい。 →改善したい。 ・職員が病気などで急な欠員が生じた場合、どのような対応を取るのか。 →シフトの交代を行い、必ず受付に２名の職員を配置できるようにする。 ・来館者にとって使いやすいラウンジとはどのようなものであると考えているか。 →高齢者が集って賑やかにしている。放課後には学生、仕事帰りには社会人が来て学習や調べものなどをするなど、各世代が思い思いに使用できることかと思う。 ・ラウンジで、利用団体同士が交流できるようにするにはどうすれば良いと考えるか。 →団体の皆さんは貸室で活動をされるので、普段、ラウンジで交流するというのはなかなか難しいが、イベントなどの機会に交流できるような企画を考えてみたい。 ・中高生の利用も多いと思う。例えば不審者がトイレ内に居て、中高生が助けを求めて受付に駆け込んできたという場合、どのような対応を取ることになるか。 地震が発生した場合はどうか。 →中高生を保護した上で、スタッフが毅然と対応をするが、場合によっては警備会社への通報装置のボタンを押すということになると考える。地震発生時の対応は、決まっており、訓練も行っている。 ・施設や周辺地域の特徴を活かし、これまでどのような工夫をし、どのような成果をあげたか、事例を一つ紹介してほしい。 →ゆうゆう方南館の機能を継承しているので、高齢者団体に安心して来館いただきたいと考えてきた。その結果、自主事業は高齢者向けのメニューが多いのだが、最近では比較的若い方々の参加も見受けられる。また、自主事業の講師は、地域

	人材を活用しており、地域に根差した運営になっていると考えている。 ・新たにチャレンジしたいことを一つ挙げてほしい。 →小中学生向けの自主事業を充実させたい。そのために学校支援本部や「たけの子くらぶ」との連携をしていきたい。 ・年２回の多世代交流イベントの開催について。コミュニティふらっと方南では、春まつりと秋の文化祭が開催されているが、世代間交流の事例を教えてほしい。 →まつりでは、作品展示などで交流が図られている。まつり以外では、先日、「はじめて麻雀」を開催し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の参加があったが、皆が仲良く楽しんでいる姿が見られた。新聞で「麻雀は子どもにも人気で、頭脳スポーツである」という記事を見て試行したものだ。 ・長寿応援ポイントを活用した自主事業には、「シニアのためのフレイル予防体操」があるが、人気があるとのことで、希望者が参加できないこともあるのか。また、その場合の代替措置などは考えているか。 →参加が出来ないということはない。仮にそうなった場合、部屋の確保という面からは代替開催は難しいと思うが、法人が開催している他の事業をご紹介することとはできる。 ○第二次審査結果の確認 各委員が採点を行った後、事務局から、第二次審査の集計についての説明を行った。その後、各委員による講評・意見交換を行った。 【主な意見】 （委員） 応募書類において、顧問弁護士との継続契約を、人権尊重やハラスメント対応に関する取組として積極的に記載している以上、当該弁護士の役割や契約に係る費用については、明確な説明が求められる。しかしながら、質疑応答においては、これらの点について十分に整理された説明がなされたとは言い難い。 区の業務を受託する法人には、組織体制や財務状況について、区民に対して分かりやすく情報を公開することが求められる。そのため、今後は、法人の組織図や決算書類等において、顧問弁護士をはじめ、公認会計士や社会保険労務士の位置づけ及び契約に係る費用を、より明確に示すことが望まれる。 また、NPO 法人制度は、情報公開を通じて市民が法人の活動を監視・評価することを前提としている。こうした制度の趣旨を踏まえ、当該法人においても、説明責任を果たす観点から、組織体制及び財務に関する情報を、より一層明確に開示することが望まれる。 （事務局） コミュニティふらっとは、60 歳以上の高齢者専用の集会施設である「ゆうゆう館」を廃止し、その機能を継承するという面があり、ゆうゆう館を運営している NPO 法人が応募できるよう受付案内等業務受託事業者を公募型プロポーザル方式で選定している。

	規模の大きな地域区民センターでは、大手企業が指定管理を行っているが、株式会社とNPO法人では、人員や財政の規模が大きく異なるなど違いもある。区としては委員がご指摘の面を改善していけるよう協力をしてまいりたい。 （委員） 施設利用者、事業参加者の評価は高い事業者であり、今後の多世代交流と地域への波及を期待したい。 （委員） 自主事業は勤労世代向けのメニューが少ないので、今後、増やしてほしい。 ○受託者候補者の決定 各委員からの意見交換の後、第一次及び第二次審査の合計評価点数が配点数の６割以上であることから、応募団体を受託者候補者として選定した。 ※審査結果は、別紙のとおり。 事務局から、選定結果の区ホームページでの公表等、今後の流れについて説明した。